

第2回 城端地域学校のあり方検討委員会

日 時：令和7年5月21日（水）19時00分

場 所：城端市民センター 3階大会議室

1 開会

2 委員長挨拶

3 委員の変更について（新委員の委嘱）

4 協議事項

①城端地域の学校のあり方（案）について

資料1・参考資料1・参考資料2

②今後の進め方について

5 今後の日程

・第3回検討委員会

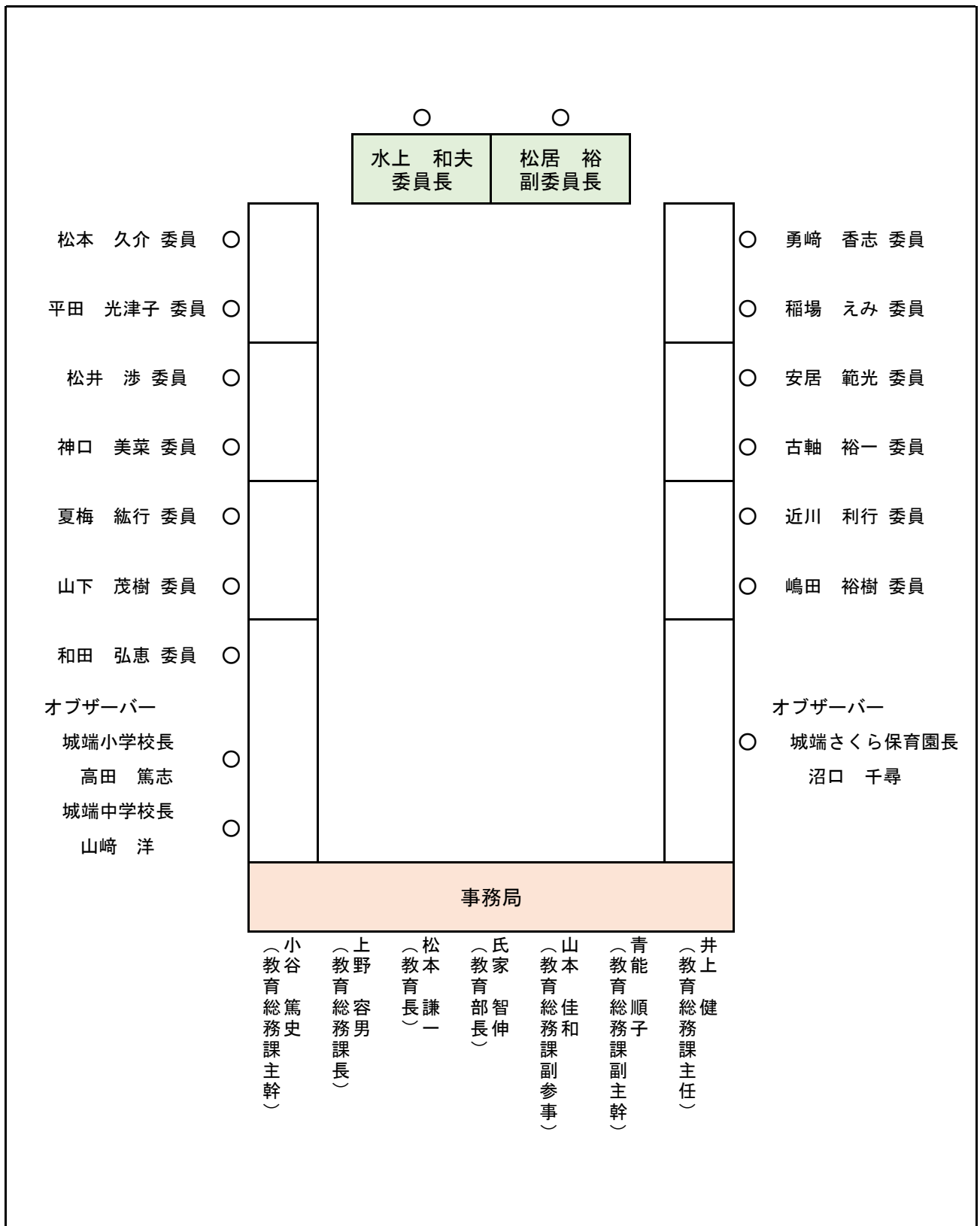
日時：令和7年 月 日 19時～

場所：城端市民センター

6 副委員長挨拶

令和7年5月21日（水） 午後7時00分

城端市民センター 3階大ホール



城端地域学校のあり方検討委員会 委員・事務局名簿

令和7年5月21日現在

1. 委員 17名

No.	役職	氏 名	所 属	
1	委員長	水上 和夫	城端教育振興会長	
2	副委員長	松居 裕	城端小学校PTA	
3	委員	松本 久介	城端地域自治振興会協議会長	
4	委員	平田 光津子	城端さくら保育園保護者会長	【新】
5	委員	松井 渉	城端さくら保育園児保護者	
6	委員	神口 美菜	城端さくら保育園児保護者	
7	委員	夏梅 紘行	城端さくら保育園児保護者	
8	委員	山根 正行	城端小学校PTA	
9	委員	勇崎 香志	城端小学校PTA会長	
10	委員	稲場 えみ	城端小学校PTA	
11	委員	安居 範光	城端中学校PTA会長	【新】
12	委員	古軸 裕一	城端中学校同窓会長	
13	委員	近川 利行	城端中学校部活動地域指導者	
14	委員	嶋田 裕樹	城端中学校部活動地域指導者	
15	委員	安達 正彦	城端地域体育協会理事長	
16	委員	山下 茂樹	城端曳山保存会事務局長	【新】
17	委員	和田 弘恵	南砺市主任児童委員	

2. 事務局 7名

No.		氏 名	所属等	
1	事務局	松本 謙一	教育長	
2	事務局	氏家 智伸	教育部長	
3	事務局	上野 容男	教育総務課	
4	事務局	山本 佳和	教育総務課 副参事	
5	事務局	小谷 篤史	教育総務課 主幹	【新】
6	事務局	青能 順子	教育総務課 副主幹・学務係長	【新】
7	事務局	井上 健	教育総務課 主任	【新】

3. オブザーバー 3名

No.		氏 名	所 属	
1	オブザーバー	沼口 千尋	城端さくら保育園長	
2	オブザーバー	高田 篤志	城端小学校長	
3	オブザーバー	山崎 洋	城端中学校長	【新】

城端地域学校のあり方（教育委員会案）について

（令和 7 年 5 月 2 1 日提出）

1 あり方検討案の前提

- ・福光地域は、「義務教育学校は設置せず、中学校を 1 校に統合」「小学校は 1 校又は 2 校に統合」という方針です。
- ・城端地域と隣接する平地域と井口地域は、両地域とも義務教育学校であることから、統合先の検討対象から外しています。

2 あり方検討案について

「南砺市立学校のあり方に関する提言書」の提言内容に沿うものとして 2 案、それ以外に考えるものとして 4 案の合計 6 案を提示します。

【一覧】

分類	あり方案	補足
① 提言書の 提言内容に 沿った案	案 1 ・城端小…そのまま ・城端中…「福光地域統合中学校」と統合	福光地域統合中学校の校舎が、福光中・吉江中どちらの場合であっても、R10 年度以降に受入れ可能
	案 2 城端小と城端中を統合し、義務教育学校を設置	・城端小を使用する場合 →R16 年度以降に設置可能 ・城端中を使用する場合 →R12 年度以降に設置可能（※） ※大規模改修後の設置
② そのほかに 考える案	案 3 ・城端小…そのまま ・城端中…井波地域又は福野地域の中学校と統合	提言書の提言内容に沿ったものではありませんが、「提言内容のほかにも考える案を全て示す」という趣旨に基づき、提示しています。
	案 4 城端小・城端中ともに福光地域に学校に統合	
	案 5 城端小・城端中ともに井波地域又は福野地域の中学校と統合	
	案 6 ・城端小…福光地域の小学校と統合 ・城端中…井波地域又は福野地域の中学校と統合	

3 今後のスケジュール（案）について

令和 7 年 7 月又は 8 月 地域説明会の開催（検討委員会で定めた各あり方案の説明）

9 月又は 10 月 第 3 回検討委員会（各あり方案に対する意見集約）

参考資料 1

令和7年4月1日現在（人）

学級編制基準	小学校	35名定員
（富山県）	中学校	35名定員(予定)

※中学校は、「市教委が1クラスの定員を35名又は40名に決定する案」が現時点で有力です。

塗りつぶしなしが2クラス
黄色塗りつぶしが単級

城端地域

※通常学級の人数のみ

年齢	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才	12才	13才	14才
学年				年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R7	19	19	22	33	33	35	40	42	31	39	46	48	55	49	56
R8		19	19	22	33	33	35	40	42	31	39	46	48	55	49
R9			19	19	22	33	33	35	40	42	31	39	46	48	55
R10				19	19	22	33	33	35	40	42	31	39	46	48
R11					19	19	22	33	33	35	40	42	31	39	46
R12						19	19	22	33	33	35	40	42	31	39
R13							19	19	22	33	33	35	40	42	31
R14								19	19	22	33	33	35	40	42
R15									19	19	22	33	33	35	40
R16										19	19	22	33	33	35
R17											19	19	22	33	33
R18												19	19	22	33

学級編制基準	小学校	35名定員
（富山県）	中学校	35名定員(予定)

※中学校は、「市教委が1クラスの定員を35名又は40名に決定する案」が現時点で有力です。

令和7年4月1日現在（人）

塗りつぶしなしが2クラス
緑色塗りつぶしが3クラス
橙色塗りつぶしが4クラス

福光地域

※通常学級の人数のみ

年齢	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才	12才	13才	14才
学年	—	—	—	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R7	45	54	74	61	76	71	81	81	96	101	88	106	105	106	108
R8		45	54	74	61	76	71	81	81	96	101	88	106	105	106
R9			45	54	74	61	76	71	81	81	96	101	88	106	105
R10				45	54	74	61	76	71	81	81	96	101	88	106
R11					45	54	74	61	76	71	81	81	96	101	88
R12						45	54	74	61	76	71	81	81	96	101
R13							45	54	74	61	76	71	81	81	96
R14								45	54	74	61	76	71	81	81
R15									45	54	74	61	76	71	81
R16										45	54	74	61	76	71
R17											45	54	74	61	76
R18												45	54	74	61

令和7年4月1日現在（人）
塗りつぶしなしが2クラス
緑色塗りつぶしが3クラス
橙色塗りつぶしが4クラス
水色塗りつぶしが5クラス

学級編制基準	小学校	35名定員
(富山県)	中学校	35名定員(予定)

※中学校は、「市教委が1クラスの定員を35名又は40名に決定する案」が現時点で有力です。

城端地域＋福光地域

※通常学級の人数のみ

年齢	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才	12才	13才	14才
学年	－	－	－	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R7	64	73	96	94	109	106	121	123	127	140	134	154	160	155	164
R8		64	73	96	94	109	106	121	123	127	140	134	154	160	155
R9			64	73	96	94	109	106	121	123	127	140	134	154	160
R10				64	73	96	94	109	106	121	123	127	140	134	154
R11					64	73	96	94	109	106	121	123	127	140	134
R12						64	73	96	94	109	106	121	123	127	140
R13							64	73	96	94	109	106	121	123	127
R14								64	73	96	94	109	106	121	123
R15									64	73	96	94	109	106	121
R16										64	73	96	94	109	106
R17											64	73	96	94	109
R18												64	73	96	94

義務教育学校のメリット・デメリット等について

小学校と中学校の義務教育を9年間一貫して行う学校である義務教育学校は、一般論として、下記のメリット・デメリットが挙げられます。

メリット	デメリット
①自由度の高いカリキュラムを設定できる ・学年の区切りを柔軟に設定することができるため、中学校の学習内容を前倒しして学ばせたり、実施学年を入れ替えたりすることも可能になる。 ・学力向上の成果が期待されている。 ②教員同士の情報交換が容易になる (一人の校長、一つの教職員組織となり) ・児童生徒の学習状況や特性などが共有されやすく、適切できめ細やかな対応をとることができる。 ・学習面だけでなく、いじめ問題など生活面においても効果が期待できる。 ③中1ギャップの解消 ・小学校から中学校に上がる時、学習面や環境面、人間関係等に大きな変化が訪れるため、学校に馴染めずに不登校になってしまう子どもがいる。 ・日頃から中学生と触れ合えたり、学力のカリキュラムがひと続きになっていたりするため、スムーズに後期課程(中学校段階)へと移行することができる。 ④小学生と中学生に交流が生まれる ・小学生は中学生が行っている勉強や学校行事に興味を持つようになり、中学生はリーダーシップを発揮するようになる。 ⑤義務教育学校教員の配置(加配) ・学校段階間の連携を円滑に行うため教員を1名配置。(校長1名減のため増減なし)	①人間関係の固定化 ・9年間同じ学校にいるため、人間関係が固定化される。(1学年単級の場合) ・中1ギャップの解消により、中学生の不登校率を下げる効果があるとされているが、人間関係に悩んでいる児童生徒にとっては窮屈な学校生活となる。(いじめ問題対策など) ②転入・転出する児童生徒への対応 ・独自のカリキュラムに対応するための支援が必要となる。(南砺市では転入・転出に配慮したカリキュラム) ③【教員】小中両方の教員免許を取得する必要がある ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能 ・教員側のデメリットとして、両方の教員免許が必要となる。実際に指導するための研修の充実も課題とされている。 留意すべき事項(懸念される事項) ①他の小学校、中学校との間で学校間格差が生じないようにする配慮が必要 ②学校の統廃合のために安易に利用される懸念 ・開設にあたって、きちんとした小中一貫教育のカリキュラムが用意されているか ・保護者や地域住民の理解が得られているかがポイントになる。

義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の違い

義務教育学校		小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9 年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校 6 年、中学校 3 年	
組織・運営	一人の校長、 一つの教職員組織 教員の数を減らさずに 柔軟な教職員配置が可能	それぞれの学校に校長、教職員組織	
		小学校と中学校における教育を一貫して施すために、ふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	
免許	原則小学校・中学校の 両免許状を併有	所属する学校の免許状を保有	
教育課程	・ 9 年間の教育目標の設定 ・ 9 年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
設置・手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	